

浜松市文書規則第13条第1号に定める市長が定める文書に関する要綱

浜松市文書規則第13条第1号の規定により市長が定める文書は、次に掲げる文書とする。

- (1) 収受した日を記載する欄が設けられており、かつ、これを収受した職員がその収受日を記載したもの。
- (2) 表彰状、感謝状その他これらに準じるもの。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。